

令和8年度 給与支払報告書 提出についてのお願い



©浜松市 出世大名 家康くん

浜松市 財務部市民税課
特別徴収グループ

・給与支払報告書の提出期限について

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出期限は、令和8年2月2日（月）です。

提出期限を過ぎたものについては、通常の納期（12回）の特別徴収税額決定通知書を送付できない場合がありますのでご注意ください。

・所在地・名称等の確認について

事業所の所在地・名称・送付先等に変更があった際は、
「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」のご提出を
お願いいたします。

・指定番号の入力について

指定番号の欄は、浜松市の指定番号（**10桁**）の入力
をお願いいたします。

・税制改正について

令和 7 年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正に伴い、給与支払報告書の様式も改正されますので、給与支払報告書の提出時にはPCdeskが最新版になっていることを必ず確認してください。（他の会計ソフトを利用されている場合、税制改正に伴う更新情報等は発行元へご確認ください。）

税制改正についての詳細は、国税庁ホームページをご参照ください。

- 国税庁ホームページ 年末調整がよくわかるページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

- 国税庁ホームページ 令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

・給与支払報告書 提出時の注意

普通徴収理由に該当し、個人市・県民税を普通徴収で納付する方の給与支払報告書（個人別明細書）は、

「普通徴収」欄を入力するとともに

「摘要」欄に該当する普通徴収理由の「符号」を

必ず記載してください。

※普通徴収理由の「符号」は次のページをご確認ください。

符号	普通徴収理由
普 A	総従業員数が 2 人以下 （下記「普 B」～「普 F」に該当する他市区町村分を含む全ての従業員数を差引いた人数）
普 B	他の事業所で特別徴収 乙欄給与（特別徴収希望者を除く）
普 C	給与が少なく税額が引けない 給与支払額が 1 0 6 万 5 千円以下
普 D	給与の支払が不定期 （例：給与の支払が毎月でない）
普 E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普 F	退職者又は退職予定者（令和 8 年 5 月末日まで）

・特別徴収の徹底について

浜松市では、静岡県内の全市町とともに「特別徴収義務者」の指定を徹底する取組を推進しています。

そのため、「特別徴収義務者であること」が事業所や個人事業主に関する補助金申請及び入札参加の条件となります。

特別徴収義務者指定の要件を備えている事業所や個人事業主が、特別徴収を行っていない場合は、浜松市の補助金申請及び入札への参加ができない場合があります。

・特別徴収税額通知の受取方法

特別徴収税額通知の受取方法は、給与支払報告書を提出する際の選択により、下記の4パターンとなります。特別徴収義務者用と納税義務者用それぞれについて受取方法を選択し、電子データを選択した場合は「特別徴収税額通知に関するお知らせ」を受け取るメールアドレスを設定してください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ	電子データ
②	電子データ	書面
③	書面	電子データ
④	書面	書面

※特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データについての詳細は、右記eLTAXホームページをご覧ください。

特徴税通（納税義務者用）
特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>



・eLTAXを利用した電子納税について

地方税共通納税システムをお使いいただくと、個人住民税（給与特徴・退職所得に係る納入申告）が電子納税できます。

詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX よくあるご質問

<https://eltax.custhelp.com/>

